

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十中「分べんの日後八週間目に当たる日」を「分べんの日以後一年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。